

**公園協議会の設置による漫湖公園活性化事業検討調査業務に係る
公募型プロポーザル募集要領**

那覇市が委託する「公園協議会の設置による漫湖公園活性化事業検討調査業務」については、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を決定するものとする。本プロポーザルの募集に係る要件、手続き等については、次のとおりとする。

1 業務概要

- (1) 業務の名称 公園協議会の設置による漫湖公園活性化事業検討調査業務
- (2) 業務の目的 漫湖公園の管理・運営に係る官民連携事業及び公園協議会の設置による活性化について、最適な事業手法の検討調査を行う
- (3) 業務内容 本業務の仕様書は別添のとおりである
 - ア 計画準備、対象施設の情報及び上位関連計画の整理
 - イ マーケットサウンディング及び関係者ヒアリングの実施
 - ウ 本公園の管理運営に係る官民連携事業及び公園協議会の設置に関する検討
 - エ 事業スキームの評価
- (4) 履行期間 契約締結日 から 令和3年3月1日（月）まで
- (5) 見積上限額 12,991,000 円（消費税及び地方消費税含む。）

2 スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
募集要領の公表	令和2年6月 4日（木曜日）
質問書の提出期限	令和2年6月 19日（金曜日）
質疑回答	令和2年6月 22日（月曜日）
参加表明書の提出期限	令和2年7月 1日（水曜日）
参加資格要件審査結果通知 及び企画提案書提出依頼	令和2年7月 3日（金曜日）
企画提案書の提出期限	令和2年7月 16日（木曜日）
プレゼンテーション及びヒアリング	令和2年7月 21日（火曜日）
審査結果の通知	令和2年7月 22日（水曜日）
契約締結日	令和2年8月 3日（月曜日） 予定

3 参加資格要件

プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 本市内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- (2) 那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程第6条に規定する平成31・32年度の建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 本市の市税を滞納していないこと。また、市外または県外に本社を置く法人の場合、本社所在市町村の市町村税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 公募開始日から契約締結日までの間に、不渡り等を生じていない者であること。
- (7) 公募開始日から契約締結日までの間に、那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱（昭和57年1月26日助役決裁）第14条に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (8) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号）第2条第1号の暴力団又は同条第2号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。
- (9) 過去5年間において、国又は地方公共団体から受託した同種業務又は類似業務の履行を完了した実績があること。

同種業務：都市公園における官民連携事業の導入検討業務又は事業者選定支援業務

類似業務：都市公園以外の官民連携事業の導入検討業務又は事業者選定支援業務

- (10) 以下の技術者を配置することができる者であること。
 - ① 管理技術者
 - ② 担当技術者
 - ※1 管理技術者、担当技術者は兼任することができない。
 - ※2 管理技術者は、参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。恒常的な雇用関係とは公募開始日以前に3か月以上の継続した雇用関係にあることをいう。
 - ※3 管理技術者は、技術士又はRCCMの資格を有し、同種業務又は類似業務の実務経験を有する者とする。
 - ※4 担当技術者は、同種業務又は類似業務の実務経験を有する者を1人以上配置するものとする。
- (11) 共同企業体で参加を希望する場合は、構成員のうち、いずれかが(1)及び(2)に該当し、全構成員が(3)から(8)に該当すること。代表者は(9)に該当し、管理技術者を配置すること。

4 優先交渉権者等決定までの流れ

- (1) 参加表明書の提出があった者について、参加資格の有無を確認する。
- (2) 参加資格を有する者より企画提案書の提出を受け、ヒアリング及びプレゼンテーション等（以下「ヒアリング等」という。）を実施する。
ただし、参加資格を有する者が6者以上の場合は、参加表明書等の書類による審査を行い、企画提案を行う者を5者選定するものとする。
- (3) ヒアリング等の審査及び評価を行い、最も評価の高い者を優先交渉権者に選定する。
- (4) 優先交渉権者と契約に向けた協議を行い、協議が整った場合、契約を締結する。協議が整わなかった場合は、次点者との協議に順次、移るものとする。
- (5) 募集要領及び様式は、那覇市ホームページに掲載する。必要に応じてダウンロードすること。

5 質疑応答

参加表明書及び企画提案書の作成について質問がある場合は、次のとおり質問書により提出すること。

提出期限：令和2年6月19日（金曜日） 午後4時00分（必着）

提出書類：質問書（様式1）

提出場所：那覇市都市みらい部公園管理課

提出方法：電子メール又はFAX

※電子メール又はFAXを送信した場合は、所管課へ電話連絡すること。

回答方法：質問及び回答をとりまとめたうえで、令和2年6月22日（月曜日）までに公園管理課ホームページに掲載する。

6 参加表明書等の提出

- (1) 提出書類

提出書類	添付書類等
参加表明書（様式2）	商業登記簿（全記載事項証明）
業務実績書（様式3）	・平成27年4月1日から令和2年3月31日までの間において、国又は地方公共団体から同種業務又は類似業務を受託し、完了した実績を記載すること。 ・記載内容が確認できる資料を添付すること。（件名、契約金額等が表記されている部分のみで結構です。）
配置予定技術者の業務実績書（管理・担当技術者）（様式4）	・配置技術者に必要とされる業務実績、雇用関係等が確認できる資料を添付すること。
誓約書（様式5）	
共同企業体資格申請書（様式6）	共同企業体協定書（任意様式）を添付すること。 ※共同企業体を結成する場合のみ。

(2) 提出期限等

提出期限：令和2年7月1日（水曜日） 午後4時00分（必着）

提出場所：那覇市都市みらい部公園管理課

提出方法：郵送（電子メール又はFAXによるものは受け付けない。）

郵送は、配達記録が残る方法とすること。

提出部数：原本1部、原本の写し1部

様式2～5、添付書類の順に並べたものをダブルクリップで止め、封筒に入れること。

(3) 参加資格審査結果通知

上記の提出資料に基づき、参加資格要件の有無について審査し、企画提案を行う者を決定する。企画提案を行う者には、その審査結果の通知及び企画提案書の提出依頼を行い、併せてヒアリング等の詳細について通知する。参加資格を有しない者又は書類審査のうえ企画提案を行わない者については、その理由を添えて通知するものとする。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

提出書類	摘要
企画提案書等提出届（様式7）	
企画提案書（任意様式）	
見積書（任意様式）	見積金額は消費税を含むものとし、見積上限額を超える提案はできない。

(2) 企画提案書の作成

用紙は、A4版縦で片面印刷とし、8ページ以内で作成すること。単色/カラーは自由、文字の大きさは12ポイントを基本とするが、図表等の表現において必要な場合はその限りでない。企業名がわかる表現は行わないこと。

次の項目順に、項目名を明記のうえ記載すること。

- a 業務スケジュール及び業務フロー、実施体制
- b マーケットサウンディング及びヒアリング調査の進め方について
- c 本公園の管理運営に係る官民連携事業を検討するにあたっての考え方について
- d 公園協議会のあり方や設置に必要なプロセスについて

(3) 提出期限等

提出期限：令和2年7月16日（木曜日） 午後4時00分（必着）

提出場所：那覇市都市みらい部公園管理課

提出方法：郵送（電子メール又はFAXによるものは受け付けない。）

郵送は、配達記録が残る方法とすること。

提出部数：原本1部、原本の写し13部

1部ごとにフラットファイルに綴り、a～dのインデックスを付けること。

8 ヒアリング等の実施

プレゼンテーション及びヒアリングは、次のとおり行う。

項目	注意事項等
日時	令和2年7月21日（火曜日） ・集合時間と集合場所は、ヒアリング等開催通知で指定する。
会場	那覇市役所本庁舎 会議室
説明	・会場に入室できるのは、3名以内とする。 ・配置予定の技術者が説明及び回答を行うこと。 ・はじめに企画書の内容について、15分以内で説明し、次に10分程度質疑応答を行う。 ・説明は、企画提案書等へ記載されている内容に関してのみ行うこと。 ・プロジェクターでの投影による説明も可能とする。プロジェクター及びスクリーンについては、事務局で用意する。

9 審査方法

(1) 審査機関

審査は、市職員により構成する「那覇市内公園における民間活力導入に関する検討委員会」（以下「委員会」という。）にて企画提案の審査及び評価を行う。

(2) 評価項目及び評価基準

審査に関する評価項目及び評価内容は、表1のとおりとする。

(3) 優先交渉権者選定の手順

- ・「会社の業務実績」及び「配置予定技術者の業務実績等」については、業務の実績数等に応じた評価を事務局が行う。
- ・「企画提案」に関する評価は、企画提案書の記載内容及びプレゼンテーション・ヒアリングを踏まえ、委員が行う。
- ・なお、全ての評価点の合計点が6割に満たない場合は、優先交渉権者の対象から除くものとする。
- ・評価点を合計し、第1位を付けた委員の数が最も多い提案者を優先交渉権者とする「順位集計方式」を採用する。優先交渉権者を選定するまでの手順は次のとおりである。
 - ① 各委員が提案者ごとに評価点をつけ、その合計が高い順に順位をつける。順位を第1位とした委員の数が最も多い者を優先交渉権者に選定する。
 - ② ①において、第1位をとなつた者が2者以上ある場合は、当該提案者の順位を第2位とした委員の数が最も多い者を優先交渉権者とする。
 - ③ さらに、順位を第2位とした委員の数が同数の場合は、当該提案者の順位を第1位とした委員の当該提案者に係る採点の合計が最も高い者を優先交渉権者とする。
 - ④ 提案者が1者の場合は、ヒアリング等を行った後、各委員の審査及び合意でもって優先交渉権者とするものとする。

表 1

評価項目		評価内容	配点
【業務実績】			30
会社の業務実績		<ul style="list-style-type: none"> ・同種業務及び類似業務 5 件について、実績数に応じた評価を行う。 ・同種業務の実績を優位に評価する。 	15
配置予定技術者の業務実績等	管理技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・同種業務及び類似業務 3 件について、実績数に応じた評価を行う。 ・同種業務の実績を優位に評価する。 ・技術士の資格を有している者を優位に評価する。 	10
	担当技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・同種業務及び類似業務 3 件について、実績数に応じた評価を行う。 同種業務の実績を優位に評価する。 	5
【企画提案書】			70
a	業務実施方針、スケジュール、実施体制	・業務の趣旨を理解し、的確で実効性のある業務計画となっているか	5
b	マーケットサウンディング及びヒアリング調査の進め方について	・調査対象となる民間事業者及び関係者の分野及び対象が的確で、効果的な調査であるか	15
c	本公園の管理運営に係る官民連携事業を検討するにあたっての考え方について	<ul style="list-style-type: none"> ・公園に係る制度を熟知し、調査結果の反映方法や事業手法の選定に関して、専門性があり、的確に示されているか ・財政支出抑制効果を高め、調査地に適した事業スキームの構築する視点が示されているか 	30
d	公園協議会のあり方や設置に必要なプロセスについて	・実効性のある協議会とする的確な視点を持っているか	20
合計			100

10 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 募集要領に定める事項に違反した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
- (4) 募集要領に定める方法以外で市職員、審査委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合
- (5) その他公平な競争の妨げになる行為、事実があったと判断した場合

11 審査結果の通知・公表

審査の結果は、優先交渉権者の選定後、すべての提案者へ電子メールにて通知するとともに、優先交渉権者名と次点者名を那覇市ホームページにて公表する。

公表予定日：令和2年7月22日（水）

12 契約締結に向けての協議

- (1) 契約締結に向けて、優先交渉権者と協議を行うが、優先交渉権者の選定をもって優先交渉権者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。
審査結果に影響を与えない必要な範囲内において、企画提案書の項目の追加、変更、削除等を協議したうえで、本契約の仕様を確定させるものとする。
- (2) 協議が成立した場合は、契約の締結に向けて手続きを進めるものとし、協議後の企画提案に係る費用の見積書を改めて徴取する。見積金額は、企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。また、印鑑登録証、納税証明書等の資格要件を確認する資料を速やかに提出するものとする。
- (3) 協議が成立しない場合は、次点者から順次、協議を開始するものとする。

13 契約に関する基本事項

- (1) 契約書及び契約約款 那覇市が定めた契約書及び業務委託契約約款を使用する
添付資料参照
- (2) 契約保証金 免除する。
- (3) 契約代金の支払方法 契約代金は、業務完了後に一括して支払う。
前払い及び中間払いはしない。

14 留意事項

本業務は、国土交通省 令和2年度先導的官民連携支援事業による補助金を活用するものである。遂行にあたっては、同事業の内容を踏まえ、別添の「国土交通省 令和2年度先導的官民連携支援事業申請書」に沿った検討調査を実施するものとし、次の点に留意すること。

報告書の取りまとめにあたっては、関係者以外でも理解しやすいように、分かりやすく整理してください。

調査内容は事業毎にそれぞれ異なると思われませんが、報告書の取りまとめにあたっては、基本的な報告書フォーマットを添付しますので、これを参考にしてください。

※報告書フォーマットは以下のURLに掲載しています。

(https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/sosei_kanminrenkei_frl_000066.html)

また、調査終了後、報告書の内容について国土交通省から問い合わせや根拠資料の提出要求があった場合は、適宜対応をお願いします。

なお、調査終了後、国土交通省の第三者委員会において、先導的官民連携支援事業による調査全体の中から任意に選定の上、調査結果について報告を求められることがありますので、これを念頭に検討内容の精査、分かりやすい報告書の作成に留意してください。

15 その他

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提案を無効にする。
- (2) 提出書類の作成・提出及びプレゼンテーション等に係る費用は、応募者の負担とする。
- (3) 提出書類の提出後において、記載内容の修正、変更又は追加は認めない。ただし、やむをえない理由により修正又は変更が生じた場合で、事務局が承諾したものについてはこの限りではない。
- (4) 提出された提出書類は返却しない。
- (5) 提出された提出書類の著作権は応募者に帰属するが、那覇市情報公開条例に基づく公開請求により、公開する場合がある。
- (6) 提出書類及び本プロポーザルにおいて提出された資料等は選定を行う作業や議会報告等に必要の場合には、応募者に承諾なく、無償で使用できるものとする。
- (7) 本プロポーザルに関する参加資格審査、審査評価の内容等については公表しない。
- (8) 本プロポーザルに関する審査結果に対する異議申し立ては受理しない。
- (9) この要項に定めるもののほか、必要な事項については委員会が別に定める。

16 事務局

〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所 本庁舎9階

那覇市役所 都市みらい部 公園管理課 利用企画グループ

電話 : 098-951-3239

F A X : 098-951-3206

e-mail : B-KOUEN001@city.naha.lg.jp

(様式1)

令和 年 月 日

那覇市長 宛

所在地

会社名

代表者

質問書

公園協議会の設置による漫湖公園活性化事業検討調査業務に係る公募型プロポーザルについて、次の項目を質問します。

質疑箇所	質疑事項

※1 質疑箇所については、掲載資料名、掲載箇所、ページなどを明示すること。

※2 必要に応じて、適宜、行数、枚数を追加すること。

※3 質問書をメール又はFAXにて送信後は、受領の電話確認を行うこと。

(様式2)

令和 年 月 日

那覇市長 宛

所在地

会社名

代表者

印

参加表明書

公園協議会の設置による漫湖公園活性化事業検討調査業務に係る公募型プロポーザルについて、下記のとおり参加を申し込みします。

記

- 1 提出書類 様式3 誓約書
 様式4 事業者の業務実績書
 様式5 配置予定技術者の業務実績書
添付資料：記載内容が確認できる資料、商業登記簿（全記載事項証明）

2 配置予定技術者

管理技術者 ：氏名（ふりがな）

担当技術者 ：氏名（ふりがな）

3 連絡先

所 属 ：

担当者名 ：

電話番号 ：

FAX 番号 ：

E-mail ：

【共同企業体で申し込む場合の注意事項】

※1 参加表明者の欄に、共同企業体名及び代表者、構成員を明記したうえで、それぞれ押印すること。

※2 全事業者の商業登記簿を添付すること。

(様式3)

令和 年 月 日

那覇市長 宛

所在地

会社名

代表者

印

誓 約 書

この度、公園協議会の設置による漫湖公園活性化事業検討調査業務に係る公募型プロポーザルに参加を表明するにあたり、下記事項について、相違がないことを誓約いたします。

記

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- 2 市町村税等（市町村税、固定資産税、軽自動車税等）を滞納していないこと。
- 3 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- 4 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- 5 手形又は小切手が不渡り等を生じていない者であること。
- 6 契約が締結された場合には、参加表明書に記載した技術者を配置すること。
- 7 その他公平な競争の妨げになる行為をしないこと。

なお、優先交渉権者に選定された場合には、速やかに納税証明書等の資格要件の確認に必要な書類を提出します。

【共同企業体で申し込む場合の注意事項】

※ 参加表明者の欄に、共同企業体名及び代表者、構成員を明記したうえで、それぞれ押印すること。

(様式4)

事業者の業務実績書

1 同種 ・ 類似	契約期間： 年 月 日～ 年 月 日
	発注期間： 最終契約金額： 円
	契約件名：
	契約概要：

2 同種 ・ 類似	契約期間： 年 月 日～ 年 月 日
	発注期間： 最終契約金額： 円
	契約件名：
	契約概要：

3 同種 ・ 類似	契約期間： 年 月 日～ 年 月 日
	発注期間： 最終契約金額： 円
	契約件名：
	契約概要：

4 同種 ・ 類似	契約期間： 年 月 日～ 年 月 日
	発注期間： 最終契約金額： 円
	契約件名：
	契約概要：

5 同種 ・ 類似	契約期間： 年 月 日～ 年 月 日
	発注期間： 最終契約金額： 円
	契約件名：
	契約概要：

- ※1 過去5年（平成27年度以降）以内の業務実績について記載すること。同種業務又は類似業務のどちらかに○を付け、5件以内で記載してください。
- ※2 契約概要には、対象施設・調査内容・事業手法等について記載すること。
- ※4 文字の大きさは10ポイント以上、カラーは自由とし、1ページ以内にまとめること。
必要に応じて記載欄を増減し、注釈文は削除して構わない。
- ※5 共同企業体の場合、どの事業者による実績であるか、契約件名の欄に記載すること。

(様式 5)

配置予定技術者の業務実績書 (管理・担当技術者)

氏名 (ふりがな) :

生年月日 :

所属・役職・実務経験年数 :

有資格 :

1 同種 ・ 類似	契約期間 :	年 月 日～	年 月 日
	発注期間 :	最終契約金額 : 円	
	契約件名 :		
	契約概要 :		

2 同種 ・ 類似	契約期間 :	年 月 日～	年 月 日
	発注期間 :	最終契約金額 : 円	
	契約件名 :		
	契約概要 :		

3 同種 ・ 類似	契約期間 :	年 月 日～	年 月 日
	発注期間 :	最終契約金額 : 円	
	契約件名 :		
	契約概要 :		

- ※1 管理技術者、担当技術者のいずれかに○をつけ、それぞれ1枚提出すること。
- ※2 過去5年(平成27年度以降)以内の業務実績について記載すること。業務の種別について、同種・類似のどちらかに○を付け、3件以内で記載してください。過去に所属していた企業のものも含めてよいこととする。
- ※3 契約概要には、対象施設・調査内容・事業手法等について記載すること。
- ※4 文字の大きさは10ポイント以上、カラーは自由とし、1ページ以内にまとめること。必要に応じて記載欄を増減し、注釈文は削除して構わない。

(様式6)

共同企業体資格申請書

令和 年 月 日

那覇市長 宛

共同企業体の名称：〇〇〇共同企業体

代表者	住所	
	商号	
	氏名	Ⓔ

構成員	住所	
	商号	
	氏名	Ⓔ

構成員	住所	
	商号	
	氏名	Ⓔ

構成員	住所	
	商号	
	氏名	Ⓔ

今般、連帯責任によって公園協議会の設置による漫湖公園活性化事業検討調査業務を共同で実施するため、〇〇〇を代表とする、〇〇共同企業体を結成したので、別添共同企業体協定書を添えて申請します。

なお、この資格申請書及び共同企業体協定書のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

(様式7)

令和 年 月 日

那覇市長 宛

所在地

会社名

代表者

印

企画提案書等提出届

標記業務について、次の書類を添えて申込みます。

なお、添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

1 件 名 公園協議会の設置による漫湖公園活性化事業検討調査業務に係る
公募型プロポーザルについて

2 添付書類 (正本1部 副本13部)

(1) 企画提案書

(2) 業務に係る見積書及び見積内訳書

3 連絡先

所 属 :

担当者名 :

電話番号 :

FAX 番号 :

E-mail :